

(別紙様式第1号)

|      |        |
|------|--------|
| 計画年度 | 平成22年度 |
| 計画主体 | 米子市    |

## 米子市鳥獣被害防止計画

[ 連絡先 ]

|         |                       |
|---------|-----------------------|
| 担当部署名   | 米子市経済部農林課             |
| 所在地     | 米子市加茂町一丁目1番地          |
| 電話番号    | 0859-23-5231          |
| FAX番号   | 0859-23-5228          |
| メールアドレス | nourin@yonago-city.jp |

1 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

|      |                    |
|------|--------------------|
| 対象鳥獣 | イノシシ、ヌートリア、カラス、カワウ |
| 計画期間 | 平成22年度～平成24年度      |
| 対象地域 | 米子市全域              |

2 鳥獣による農林水産業に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状(平成21年度)

| 鳥獣の種類 | 品目                | 被害の現状 |        |
|-------|-------------------|-------|--------|
|       |                   | 被害数値  |        |
|       |                   | 面積(a) | 金額(千円) |
| イノシシ  | 果樹(梨・柿など)<br>水稲など | 14    | 178    |
| ヌートリア | 水稲・野菜など           | 9     | 130    |
| カラス   | 梨・りんご・スイカなど       | 10    | 580    |
| カワウ   | アユ・ヤマメ・イワナなど      | 240   | 130    |

(2) 被害の傾向

イノシシ

捕獲数は17年度・52頭、18年度・80頭、19年度・39頭、20年度・36頭、21年度・28頭であり減少傾向にある。被害作物は主に梨・柿・りんご・水稲で継続して発生している。従来は山間部の果樹園を中心に被害が発生していたが、近年は、市街地に近い水田にも出没するようになり市内全域での被害対策が必要となっている。

ヌートリア

捕獲数は17年度・47頭、18年度・136頭、19年度・153頭、20年度・115頭、21年度・698頭であり増加傾向にある。被害作物は、水稲・野菜(ニンジン・キャベツ・大根)を中心に増加している。

カラス

捕獲数は17年度・360羽、18年度・223羽、19年度・307羽、20年度・228羽、21年度・176羽であり減少傾向にある。被害作物は梨・りんご・スイカ等であり継続して発生している。

カワウ

日野川を中心にアユ・ヤマメ・イワナ等の食害が継続しており、漁協による被害防止対策にも関わらず被害は減少していない。

(3) 被害の軽減目標

| 指 標                   | 現状値(平成22年度)    | 目標値(平成24年度)   |
|-----------------------|----------------|---------------|
| イノシシ(梨・柿・りんご・水稲など)    | 14 a<br>178千円  | 7 a<br>90千円   |
| ヌートリア(水稲・ニンジン・キャベツなど) | 9 a<br>130千円   | 5 a<br>65千円   |
| カラス(梨・りんご・スイカなど)      | 10 a<br>580千円  | 5 a<br>300千円  |
| カワウ(アユ・ヤマメ・イワナなど)     | 240 a<br>130千円 | 120 a<br>65千円 |

(4) 従来講じてきた被害防止対策

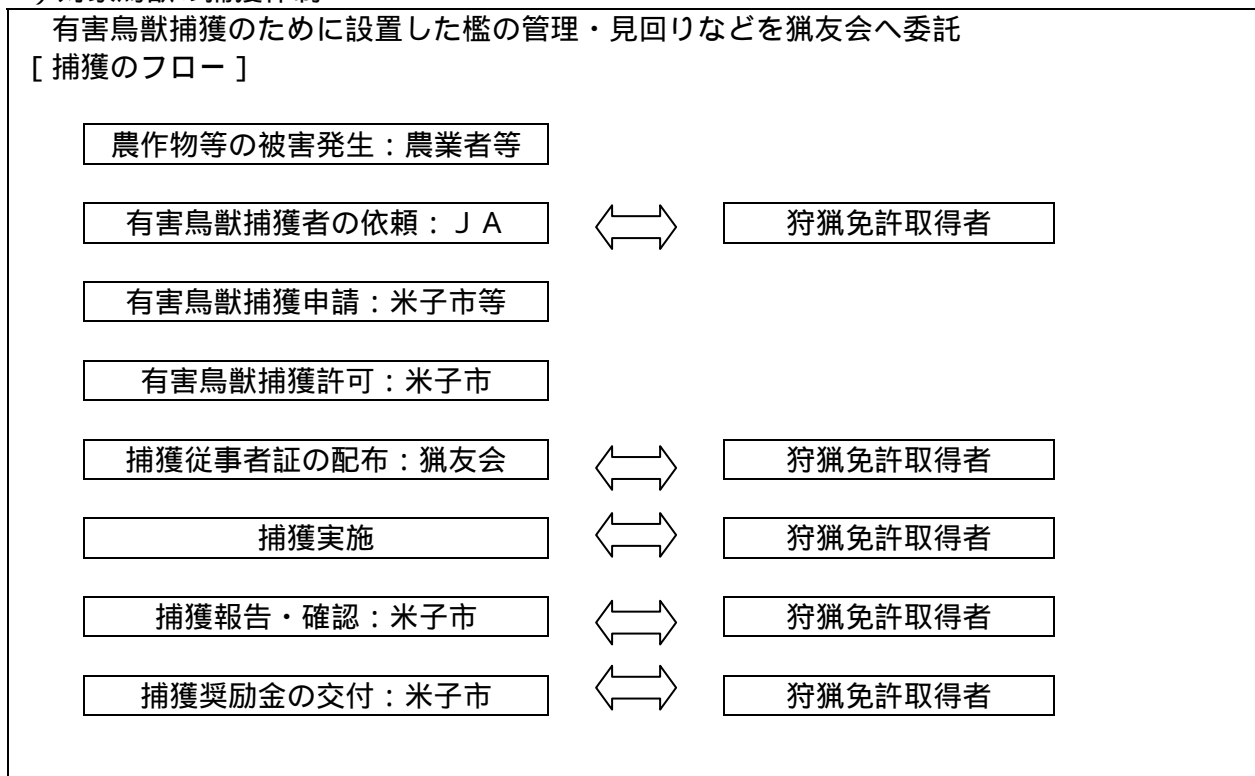
|               | 従来講じてきた被害防止対策  | 課 題   |
|---------------|--|---|
| 捕獲等に関する取組     | (捕獲体制)<br>全鳥獣対策<br>被害を受けた農家等が直接又は農協を通じて市に連絡され、市は捕獲業務を委託している猟友会等に捕獲を依頼している。                   | (捕獲体制)<br>全鳥獣対策<br>被害が予測される区域は、予め捕獲体制を整え対応しており被害を最小限にできるが、被害後に対応する場合は再出没时间もあり捕獲が困難となるので事前の啓発が必要である。   |
|               | イノシシ・カラス<br>捕獲について猟友会と委託契約し、市が所有するオリ・個人所有のワナを使用し農家等の要請に機敏に対応している。                            | イノシシ・カラス<br>イノシシについては、被害後に要請があり獣に警戒され捕獲が困難な場合が多いため、予め農家のニーズを把握しておく必要がある。カラスについては、市街地の畑・ゴミ集積場等の被害が増加しており、銃器による捕獲ができないので、追い払い・捕獲檻による捕獲体制を検討する必要がある。 |
|               | ヌートリア<br>捕獲について猟友会と委託契約し、市が所有する箱わなを使用して被害が予測される区域での捕獲体制を整えている。また、農家等の被害連絡、市民の目撃情報に機敏に対応している。 | ヌートリア<br>従前は被害区域のみでの捕獲としていたが、21年度は市内全域を対象区域とし絶滅に向けての体制を整え前年度の6倍の捕獲実績があったため継続して実施していく必要がある。  |
| 防護柵の設置等に関する取組 | (侵入防止柵等の設置)<br>2戸以上の被害農家、認定農業者が侵入防止施設等を設置する場合、設置費の2/3を補助している。                                | (侵入防止柵等の設置)<br>現状では集落全体の農地を囲うに至っていないため、農家へ取り組みの必要性を啓発する必要がある。   |

(5) 今後の取り組み方針

|  |
|--|
| <p><b>イノシシ</b><br/>山間部の果樹への被害が多いが近年、市街地の田・畑にも出没しており人命に関わる恐れがあるため、地域をあげた取り組みの強化を図るとともに、農家のみならず一般市民にも目撃情報の提供を促す必要がある。</p> <p><b>ヌートリア</b><br/>市内の幅広い区域で存在が確認されているため、従来の農作物被害防止の観点に加え、外来生物法に基づく防除対策対象獣として位置付け、猟友会による捕獲体制の一層の拡充を図り、地域からの完全排除を目指す。<br/>また、農作物の被害防止対策として、農家に対して田畑まわりの草の刈り払い、焼き払い等を促し被害の削減に努める。</p> <p><b>カラス</b><br/>果樹等の被害防止に向けて県内一斉捕獲をはじめとする銃器による捕獲体制の拡充を図るとともに市街地における対策として捕獲檻の設置、追い払いの強化等を積極的に展開する。</p> <p><b>カワウ</b><br/>日野川等における水産被害の防止を図るため、漁協等が実施される被害防止対策に係る経費への助成を行うとともに、生息地である中海の無人島への対策を実施する。</p> |
|--|

### 3 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制



#### (2) その他捕獲に関する取組

| 年度             | 対象鳥獣  | 取組内容                                   |
|----------------|-------|--|
| 平成<br>22<br>年度 | イノシシ  | ・被害防止対策の講習会の開催                         |
|                | ヌートリア | ・箱わなの導入<br>・捕獲従事者の確保                   |
|                | カラス   | ・被害防止対策の講習会の開催<br>・捕獲檻の整備<br>・捕獲従事者の確保 |
|                | カワウ   | ・被害防止対策の講習会の開催<br>・捕獲従事者の確保            |
| 平成<br>23<br>年度 | イノシシ  | ・被害防止対策の講習会の開催                         |
|                | ヌートリア | ・箱わなの導入<br>・捕獲従事者の確保                   |
|                | カラス   | ・被害防止対策の講習会の開催<br>・捕獲檻の整備<br>・捕獲従事者の確保 |
|                | カワウ   | ・被害防止対策の講習会の開催<br>・捕獲従事者の確保            |
| 平成<br>24<br>年度 | イノシシ  | ・被害防止対策の講習会の開催                         |
|                | ヌートリア | ・箱わなの導入<br>・捕獲従事者の確保                   |
|                | カラス   | ・被害防止対策の講習会の開催<br>・捕獲檻の整備<br>・捕獲従事者の確保 |
|                | カワウ   | ・被害防止対策の講習会の開催<br>・捕獲従事者の確保            |

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

| 捕獲計画数等の設定の考え方 |                      |
|---------------|----------------------|
| イノシシ          | 過去の実績から年間50頭を目標とする。  |
| ヌートリア         | 過去の実績から年間300頭を目標とする。 |
| カラス           | 年間300羽を目標とする。        |
| カワウ           | 年間50羽を目標とする。         |

| 対象鳥獣  | 捕獲計画数  |        |        |
|-------|--------|--------|--------|
|       | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 |
| イノシシ  | 50     | 50     | 50     |
| ヌートリア | 300    | 300    | 300    |
| カラス   | 300    | 300    | 300    |
| カワウ   | 50     | 50     | 50     |

| 捕獲等の取組内容 |   |
|----------|---|
| (米子市全域)  |   |
| イノシシ     | 捕獲手段：捕獲檻・くくりワナとし、止め刺しに銃器を基本とする。<br>実施予定時期：通年                    |
| ヌートリア    | 捕獲手段：箱わなを基本とする。<br>実施予定時期：通年（特に繁殖期前捕獲を強化する）                     |
| カラス      | 捕獲手段：随時及び県内一斉捕獲（銃器）、捕獲檻（カラス用箱わな）を基本とする。<br>実施予定時期：通年（一斉捕獲は2回/年） |
| カワウ      | 捕獲手段：銃器を基本とする。<br>実施予定時期：通年（遊猟期間を除く）                            |

(4) 許可権限移譲事項

| 対象地域 | 対象鳥獣 |
|------|------|
| 米子市  | 該当なし |

4 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

| 対象鳥獣 | 整備内容                |                     |                     |
|------|---------------------|---------------------|---------------------|
|      | 平成22年度              | 平成23年度              | 平成24年度              |
| イノシシ | ワイヤーメッシュ柵<br>1,000m | ワイヤーメッシュ柵<br>2,000m | ワイヤーメッシュ柵<br>3,000m |

( 2 ) その他被害防止に関する取組

| 年 度       | 対象鳥獣        | 取 組 内 容  |
|-----------|-------------|--|
| 平成 2 2 年度 | イノシシ<br>カラス | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農作物残さの除去</li> <li>・ 緩衝帯の設置など</li> <li>・ 農作物残さの除去</li> <li>・ 放任果樹等の撤去</li> </ul> |
| 平成 2 3 年度 | イノシシ<br>カラス | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農作物残さの除去</li> <li>・ 緩衝帯の設置など</li> <li>・ 農作物残さの除去</li> <li>・ 放任果樹等の撤去</li> </ul> |
| 平成 2 4 年度 | イノシシ<br>カラス | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農作物残さの除去</li> <li>・ 緩衝帯の設置など</li> <li>・ 農作物残さの除去</li> <li>・ 放任果樹等の撤去</li> </ul> |

5 被害防止施策の実施体制に関する事項

( 1 ) 被害防止対策協議会に関する事項

| 被害防止対策協議会の名称            | 米子市鳥獣被害防止対策協議会  |
|-------------------------|---|
| 構成機関の名称                 | 役 割   |
| 米子市                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被害防除に関すること</li> <li>・ 個体数の調整に関すること</li> <li>・ 協議会の運営に関すること</li> </ul>      |
| 米子市農業委員会                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農地に関すること</li> </ul>  |
| 鳥取西部農業協同組合              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被害防除に関すること</li> <li>・ 鳥獣による農業被害に関すること</li> <li>・ 協議会の運営に関すること</li> </ul>   |
| 伯耆農業共済組合                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鳥獣による農業被害に関すること</li> </ul>   |
| 日野川水系漁業協同組合             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被害防除に関すること</li> <li>・ 鳥獣による水産被害に関すること</li> <li>・ 協議会の運営に関すること</li> </ul>   |
| 猟友会                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鳥獣の捕獲体制に関すること</li> <li>・ 担い手の研修に関すること</li> <li>・ 捕獲技術の研修等に関すること</li> </ul> |
| 鳥取県西部総合事務所<br>農林局・生活環境局 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全体計画の助言に関すること</li> </ul>   |

( 2 ) 関係機関に関する事項

| 関係機関の名称              | 役 割   |
|----------------------|---|
| 鳥取県生産振興課<br>鳥取県公園自然課 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全体計画の支援に関すること</li> </ul> |

( 3 ) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

イノシシ

被害は営農地域を中心に発生しており被害地周辺の集落単位で実施したほうが迅速な対応が可能のため、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要はなく猟友会の協力により捕獲を実施する。

ヌートリア

猟友会の献身的な協力により地域からの完全排除に向けて積極的に対応しているため、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要はない。

( 4 ) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

|  |
|--|
|  |
|--|

6 捕獲をした対象鳥獣の処理に関する事項

・捕獲した有害鳥獣については、苦痛を与えない方法で速やかに殺処分をして埋設する。

7 その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

・専門家の指導による現地研修会等を開催し、イノシシ及びカラスの効果的な被害防止対策等についての啓発活動を行う。